

譴責処分通知書

殿

会社

印

就業規則第 条 項に基づき、譴責処分に処し、遅滞なく、始末書または顛末書を提出することを命じる。

事由

就業規則の以下の項目に抵触したため

第 条 社員が、遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用外出するときは、会社又は所属長に事前に申し出て許可を受けなければならない。

第 条 正当な理由なく事前の届け出をせず、また、電話連絡をせず欠勤したときは、無断欠勤とする。届出のある欠勤であっても正当な理由が認められないものについても同様とする。

2 前項の欠勤をした場合に、年次有給休暇への振替えは認めない。ただし、本人からの請求により、会社が承認した場合にはこの限りでない。

第 条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、情状に応じ、譴責、減給又は出勤停止とする。

- () 正当な理由なく欠勤をしたとき
- () 職務上の指揮命令に従わず職場秩序を乱したとき

具体的な該当事由

令和 年 月 日 () 許可なく欠勤した

令和 年 月 日